

諮 問 書

坂祝町学校の将来のあり方検討委員会委員長 様

坂祝町学校の将来のあり方検討委員会設置条例第2条の規定により、次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

記

1. 諮問事項

坂祝町公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の見直し及び子どもたちのより良い教育環境について

令和5年6月27日

坂祝町教育委員会
教育長 三品 芳則

〔諮問理由〕

坂祝町は、令和3年3月に『第7次総合計画』を策定し、今後10年のよりよい町づくりの指針として、各施策を積極的に展開しております。計画中の基本方針には、「子ども一人ひとりの個性に合わせ、小さな町の特性を活かした、きめ細やかで一貫した教育環境の充実を図り、子どもの確かな学力や生きる力を育む」と掲げています。

さらに、令和4年3月には『坂祝町公共施設等総合管理計画（改訂版）』を定め、基本方針を次のようにまとめています。

【小学校・中学校】

- ・当方は予防保全型の維持管理を取り入れつつ、長寿命化計画を策定して施設の長寿命化を図り、小学校、中学校の双方を存続する。
- ・現在の小学校、中学校は、老朽化もあるが土砂災害や浸水等に影響を受ける可能性があるため、概ね10年後を目標に、安全な場所への幼小中の施設統合を検討している。その際、利便性や住民ニーズ等を十分に勘案する。

上記のように、小中学校の施設統合を目標に、検討を進めると記しています。

『坂祝町学校の将来のあり方検討委員会』は、将来を見通した学校施設のあり方について検討していただく組織です。「坂祝町学校の将来のあり方検討委員会設置条例」では、設置や所掌事務について、次のように定めています。

第1条 坂祝町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、坂祝町学校の将来のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2条 検討委員会は、坂祝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を協議し、答申するものとする。

- (1) 効率的な学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の整備に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

本委員会は、第1条にあるように、『坂祝町公共施設等総合管理計画』に基づいて、学校施設の見直し及び子どもたちのより良い教育環境に関する検討を行うものです。検討結果は、第2条にあるように、教育委員会に答申すると定めています。

具体的には、以下の事項について、ご検討願います。

- 1 これからの時代に即した本町がめざすべき教育のあり方について
- 2 今後の児童生徒数の状況及び地理的条件等を踏まえ、本町がめざすべき教育にふさわしい学校施設の形態と配置について
- 3 前号に掲げるもののほか、坂祝町立小中学校のあり方の検討を進めるため重要と認める事項

以上、審議のうえ、教育委員会へ答申願います。